

# 片瀬地区新コミュニティ施設検討会議の運営について

平成30年11月30日

## 1 事業目的

少子超高齢社会の到来や、団塊世代が75歳を迎える2025年問題といった人口構造の変化を見据え、片瀬地区全体の将来の暮らしの課題の解消に向けて、コミュニティ拠点として片瀬山市民の家を再整備するものです。

## 2 名称及び設置

この会議は、「片瀬地区新コミュニティ施設検討会議」と称し、必要な機能を検討し、その検討内容を提言書にまとめるため、この会議を設置するものです。

## 3 会議事項

この会議は、次に掲げる事項を処理します。

- (1) 地区住民の生活課題の抽出
- (2) 生活課題解消のために必要とする事業及び機能の検討
- (3) 整備する機能の順位付け

## 4 会議構成及び委員

この会議は次に掲げる委員により構成します。委員は無報酬とし、その任期は、第1回の会議開会の日から2020年（平成32年）3月31日までの間とします。

- (1) 藤沢市新コミュニティ拠点施設（新・片瀬山市民の家）検討会議委員募集要項により選考された者
- (2) 片瀬地区の地域団体等（片瀬山市民の家運営委員会、片瀬山自治会連絡会、片瀬地区郷土づくり推進会議）から推薦された者

ただし、提言書作成のため会議の期間を延長することができ、この間の委員再任を妨げるものではありません。

## 5 役員

委員は、互選により次の役員を置くこととします。

- (1) 委員長 1名 この会議を代表し、この会議を招集します。
- (2) 委員長補佐 若干名 委員長を補佐します。また、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。この場合において、委員長補佐が2人以上のときは、委員長補佐の互選により委員長の代理を決めます。

## 6 会議の運営

会議の運営は、次のとおりとします。

- (1) 会議の議事進行及び書記を担う者は、委員長が指名します。
- (2) 専門的な知見を必要とする場合には、委員長が市に対して行政職員の出席を求めることができます。
- (3) 会議事項に係る資料は、市から提供を受けます。

## 7 会議の公開

この会議及び議事要旨は公開します。

## 8 事務局

この会議の事務は、市民自治推進課及び片瀬市民センターが処理します。

## 9 その他

このほか、この会議に関して必要な事項は、委員長が委員と協議して決めます。

以 上